

諸会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人隊友会（以下「本会」という。）定款第46条及び同第35条第2項に基づく隊友会本部会及び執行役の行う会議等について必要な事項を定めることを目的とする。

(隊友会本部会)

第2条 業務の円滑な推進を図るため、任意の機関として隊友会本部会（以下「本部会」という。）を置く。

- 2 本部会は、理事長が概ね月1回定期的に招集する。
- 3 本部会において、理事長及び常務理事は業務執行の調整を行う。
- 4 本部会は、理事長及び常務理事で構成し、理事会の同意を経て指定された本部執行役及び事務局員等を参加させることができる。また、監事は、職責の遂行に必要な場合は任意に本部会を傍聴できる。
- 5 本部会に出席した本部執行役は、必要に応じ意見を述べるができる。
- 6 常務執行役は、公益社団法人隊友会職務権限規程（隊友会規程第1号）別紙「常務理事及び常務執行役の所掌分担表」にしたがって常務理事を補佐するものとする。
- 7 顧問、相談役及び参与（以下「顧問等」という。）は必要に応じ、理事会の同意を得て本部会に出席し、理事長から求められた場合意見を述べるができる。

(隊友会常務執行役会)

第3条 業務執行に関し審議するため、隊友会常務執行役会（以下「常務会」という。）を開催する。

2 常務会は、概ね月2回、定期的に本部において開催する。

(隊友会全国執行役会)

第4条 役員及び本部執行役、地域担当執行役間の連携の強化を図り、会務運営の円滑化を期するため、隊友会全国執行役会（以下「全国執行役会」という。）を開催する

2 全国執行役会は、理事長が年1回を標準として招集する。

3 顧問等は必要に応じ全国執行役会に出席し意見を述べることができる。

(県隊友会長等会同)

第5条 役員並びに複数の県隊友会をもって構成する組織の長及び県隊友会長間の連携の強化を図るため、県隊友会長等会同（以下「県会長会同」という。）を開催する。

2 県会長会同は、理事長が年1回を標準として開催する

3 執行役は県会長会同に出席して、必要に応じ意見を述べるものとする。

4 顧問等は必要に応じ県会長会同に出席し意見を述べることができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、隊友会本部会及び執行役の行う会議等の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、本会の設立の登記のあった日(平成23年4月1日)から施行する。

隊友会本部会に参加する事務局職員の指定

(諸会議運営規程第2条関連事項)

- 1 公益社団法人への移行に伴う文書決議(第6号議案)により決議
(平成23年4月8日)
- 2 平成23年度第2回定例理事会(第7号議案)において決議
(平成24年3月23日)、平成24年4月1日施行
※ 事務局組織規程の改正(第6号議案)に伴う処置
「業務課」を廃し、「公益課」及び「事業課」を設置

諸会議運営規程第2条第4項に基づき、隊友会本部会
に参加する事務局職員を
事務局長
総務課長
経理課長
公益課長
事業課長
広報課長 とする。